

## 2022 オータムレガッタ

神奈川県藤沢市江の島ヨットハーバー

2022年 10月22日 - 10月23日

# 帆走指示書 (SI)

## 1. 規則

- 1.1. 本大会には「2021～2024 国際セーリング競技規則」(以下、RRS)に定義された「規則」、日本セーリング連盟規程、レーザー・クラス・ルール、レース公示(以下、「NOR」)、この帆走指示書(以下、「SI」)を適用する。
- 1.2. SI と他の適用規則が矛盾した場合、SI を優先する。これは規則 63.7 を変更している。
- 1.3. 本大会の全ての規則を決定するのは次の通りとする。
  - 1.3.1. **[DP]**は、プロテスト委員会の裁量により失格より軽減することができることを意味する。
  - 1.3.2. **[SP]**は、レース委員会が審問無しに標準ペナルティーを適用することができる規則を意味する。レース委員会は抗議することもでき、その場合は審問を経てプロテスト委員会の裁量でペナルティーが決定される。
  - 1.3.3. **[NP]**は、この規則の違反は艇による抗議の根拠とはならないことを意味する。これは規則 60.1(a)を変更している。
- 1.4. RRS付則P、付則Tを適用する。
- 1.5. 規則A6.1を以下の通り変更する。

「ある艇が、コースの帆走をせず、それに応じて記録された場合、レースで失格とされた場合、またはフィニッシュ後リタイアした場合には、その艇の後にフィニッシュしたそれぞれの艇の順位を1つずつ繰り上げなければならない」
- 1.6. 規則 87 に基づき、レーザー・クラス・ルール 7(a)を以下のように制限する。

「レース中は登録された1名のみ乗艇できる。」

## 2. 帆走指示書の変更

- 2.1. SIの変更は、それが発効する当日の当該クラス予告信号予定時刻の60分前までに掲示される。ただし、レース日程の変更は、発効する前日の19時まで掲示される。

## 3. 選手とのコミュニケーション

- 3.1. 本大会の公式掲示及び諸連絡の掲示、プロテスト公式掲示及び42条掲示は、「オンライン掲示版」にて掲示する。各自の携帯電話又はパソコンからアクセスし、掲示内容を確認すること。掲示版URLは大会前日までに大会ホームページ <https://sail.jpn.com> で公開される。
- 3.2. **[DP]**レース中、緊急の場合を除き、艇は、音声やデータを送信してはならず、かつ、すべての艇が利用できない音声やデータ通信を受信してはならない。

## 4. [DP] 行動規範

- 4.1. 競技者および支援者は、レース委員会からの合理的な要求に応じなければならない。
- 4.2. 競技者および支援者は、主催団体によって提供された、装備の取扱いを、その使用に関する指示に従い、その機能を妨げることなく、実行しなければならない。

## 5. 陸上で発せられる信号

- 5.1. 陸上で発せられる信号は、江の島ヨットハーバー セーリングセンター屋上に設置されたフラッグ・ポールに掲揚される。
- 5.2. **[DP]** **[NP]**音響1声と共に掲揚されるD旗は、「艇は、この信号が発せられるまで、ハーバーから離れないようにしなければならない」ことを意味する。

予告信号は、予定された時刻より前、または D 旗が掲揚された後30分より前には発せられない。

- 5.3. 個別のレースに対して、陸上において「AP 旗」は、掲揚しない。その日の最初のレースの予告信号予定時刻の 30 分前までに「D 旗」が掲揚されない場合、そのレースのスタートは、時間の定めなく延期されている。

## 6. レース日程

### 6.1. レース日程

	Date	Event	Time
Day1	10月22日 (土)	大会受付・計測 (計測フォーム提出方式) ブリーフィング 第 1 レース予告信号 引き続きレースを行う (合計3レースを予定) 講習会	08:00-9:30 10:00 11:25 17:00
Day2	10月23日 (日)	ブリーフィング その日最初のレース予告信号 引き続きレースを行う (合計3レースを予定) 閉会式	08:30 09:55 17:00

- 6.2. 本レガッタは6レースとする。
- 6.3. 1日につき1レースのみ、翌日に予定されたレースを前倒しもしくは前日までに消化できなかったレースを実施することがある。
- 6.4. 1つのレースが間もなく始まることを艇に注意喚起するために、予告信号を発する最低 5 分前に、音響 1 声とともにオレンジ色のスタート・ライン旗を掲揚する。
- 6.5. 天候その他の事情により日程はレース委員会の裁量で変更することがある。
- 6.6. 10月 23 日には、14 時 00 分より後に予告信号は発せられない。

## 7. クラス旗

- 7.1. クラス旗は次のとおりとする。

種 目	クラス旗
レーザー 4.7 クラス	黄色地のレーザークラス旗

## 8. レースエリア

- 8.1. レース・エリアのおおよその位置は、添付図 1 に示すとおりである。
- 8.2. 添付図 1 どれかのレース・エリアにならなくても艇からの救済要求の根拠とはならない。これは、規則 62.1(a)を変更している。

## 9. コース

- 9.1. 添付図 2 のコース図は、通過するマークの順序及びそれぞれのマークをどちら側に見て通過するかを含むコースを示す。
- 9.2. 各クラスの予告信号以前に、レース委員会の信号艇に最初のレグのおおよそのコンパス方位を掲示する。
- 9.3. 添付図 2 コース図において、3 レグ以上帆走したマークでフィニッシュすることでコース短縮することがある。

## 10. マーク

10.1. マークは次のとおりとする。

Mark 1,4	New Mark 1	Starting Line Mark	Finishing Line Mark
オレンジ色の球状ブイ	黄色に赤色帯が巻かれた円柱ブイ (細)	レース委員会船黄色にオレンジ色帯が巻かれた円柱ブイ (細)	レース委員会船黄色の円柱ブイ (細)

## 11. スタート

- 11.1. スタート・ラインは、スターボードの端にある信号船上のオレンジ旗を掲揚しているポールと、ポートの端のスタートラインマークのコース側との間とする。
- 11.2. スタート信号後 4分以内にスタートしない艇は、審問なしに「スタートしなかった (DNS)」と記録される。これは付則 A5.1 と A5.2 を変更している。
- 11.3. RRS 30.4 に以下を変更、および追加して適用する。
- (a) セール番号は少なくとも信号船上に3分間掲示する。セール番号を最初に掲示する時に長音が発せられる。セール番号が掲示された艇は、新しい準備信号までに11.3(b)に定義されるレース・エリアを離れなければならない。それに従わない場合、その艇は審問なしにDNE と記録される。
- (b) スタート信号前のレース・エリアは、スタート・ラインから100m の範囲とする。スタート信号後のレース・エリアは、通常帆走すると考えられる地点の外側100m の範囲とする。
- (c) レース委員会は艇に規則62.1(a)に基づいて救済が与えられると判断した場合、規則30.4 違反艇のセール番号を掲示せず失格にしないことがある。これは規則30.4、60.2 および63.1 を変更している。

## 12. コースの次のレグの変更

- 12.1. レース委員会は、(a)新しいマークを設置するか、(b)フィニッシュ・ラインを移動するか、もしくは(c)風下マークを移動することによってコースの次のレグの変更を行う。新しいマークを設置した場合、実行できれば直ぐに元のマークを除去する。その後の変更で新しいマークを置き換える場合、そのマークは元のマークで置き換える。

## 13. フィニッシュ

- 13.1. フィニッシュ・ラインは、レース委員会船の青色旗を掲揚しているポールとフィニッシュ・マークのコース側との間とする。

## 14. ペナルティー方式

- 14.1. 規則42違反に対し、付則Pを適用する。
- 14.2. 付則P2.3は適用されず、付則P2.2を変更し、2回目以降のペナルティーに適用される。

## 15. タイム・リミットとターゲット・タイム

- 15.1. マーク1のタイム・リミット、レース・タイム・リミット (RRS 35 参照) およびフィニッシュ・ウィンドウを下表に示す。

マーク1のタイム・リミット	レース・タイム・リミット	フィニッシュ・ウィンドウ	ターゲットタイム
25分	75分	15分	40分

- 15.2. マーク1のタイム・リミット内に 1 艇も最初のマークを通過しなかった場合、レースは中止される。
- 15.3. 規則28に基づき、かつ規則29.1、規則30.3、規則30.4、に違反しないでスタートした最初の艇がコースを帆走してフィニッシュした後、フィニッシュ・ウィンドウの時間内にフィニッシュできず、かつ、その後リタイアせず、ペナルティーを課されず、または救済を与えられなかった艇は、審問なしに「フィニッシュしなかった (DNF)」と記録される。これは、RRS 35、付則A 5.1、A 5.2、A 10 を変更している。

15.4. ターゲット・タイムどおりとならなくても、救済要求の根拠とはならない。これは RRS 62.1(a)を変更している。

## 16. 得点

16.1 シリーズが成立するためには、1レースを完了することを必要とする。

16.2

(a) 完了したレースが4レース未満の場合、艇のシリーズの得点はレース得点の合計とする。

(b) 完了したレースが4レース以上の場合、艇のシリーズの得点は、最も悪い得点を除外したレースの得点の合計とする。

## 17. 講義と救済の要求

17.1. 抗議書は、江の島ヨットハーバー セーリングセンター1Fの大会本部で入手できる。抗議及び救済または再審の要求は適切な制限時間内に大会本部に提出しなければならない。

17.2. 抗議締切り時間はその日の最終レース終了後またはレース委員会が本日これ以上レースを行わないという信号を発した後の、どちらか遅い方から60分とする。この項は規則61.3を変更している。

17.3. 審問の当事者であるか、または証人として名前があげられている競技者に通告するために、抗議締切り時刻後30分以内に通告書を掲示する。審問は江の島ヨットハーバー セーリングセンターにあるプロテスト・ルームで行われ、抗議締切り時刻前に行われることもある。

17.4. レース委員会、テクニカル委員会またはプロテスト委員会による抗議を規則61.1(b)に基づき伝えるために公示する。

17.5. SIに基づき標準ペナルティーを課せられた艇のリストおよび規則42違反に対するペナルティーを課せられた艇のリストを掲示する。

17.6. レースを行う最終日には、プロテスト委員会の判決に基づく救済要求は、判決の掲示から30分以内に提出されなければならない。これは規則62.2を変更している。

## 18. [DP][NP]安全規定

18.1. レース委員会は、下記の安全規定の違反に対し、艇を抗議することが出来る。

18.2. レースに参加（出艇）しない艇は、所定のDNC・リタイア申告書に参加しないレースナンバーを記入し大会本部に提出しなければならない。

18.3. [SP] 申告

18.3.1. 出艇申告は艇長の署名をもって行う。出艇しようとする艇長は所定の用紙に署名した後、出艇しなければならない。署名用紙は、最初のレース予告信号予定時刻の少なくとも60分前からD旗掲揚後20分の間、大会本部に用意される。

18.3.2. 帰着申告は艇長の署名をもって行う。帰着した艇長は速やかに所定の用紙に署名しなければならない。帰着申告の締切り時間は、レース終了後(引き続きレースが行われる場合は、その日のレース終了後)またはレース委員会が本日これ以上レースを行わないという信号を発した後の、どちらか遅い方から60分以内とする。ただし、レース委員会の裁量により、この時間は延長されることがある。署名用紙は、通常時は大会本部に用意されるが、荒天時等迅速に帰着確認が必要な場合には、出着艇を行うスロープ付近に用意されることがある。

18.4. 海上でリタイアした艇は、実行可能であればレース・エリアを離れる前にレース委員会艇にその旨を伝えること。また、帰着後、出来るだけ早くレース委員会に伝えなければならない。

18.5. [SP] SI 18.4のリタイア艇は抗議締切り時間内に所定のDNC・リタイア申告書にリタイアしたレースナンバーを記入し大会本部に提出しなければならない。

18.6. [DP]各艇の乗員は、離岸から着岸まで、衣服または個人装備を一時的に替えたり整えたりする間を

除き、競技者は個人用浮揚用具を着用していなければならない。これは規則40を変更している。ウエット・スーツとドライ・スーツは個人用浮揚用具ではない。

- 18.7. 救助を求める必要がある場合には、“手のひらを広げて”振り、その意志を表わすこと。救助の必要がない場合には“こぶしを握って”振ること。
- 18.8. 必要とみなされた場合、競技者は自艇を放棄してレスキュー・ボートに乗艇するよう運営艇に命じられることがある。強制救助に対しては、艇からの救済要求の根拠とはならない。これは規則62.1(a)を変更している。
- 18.9. [DP]艇は水上にいる間は、直径6mm、長さ5m以上のパウ・ラインをパウ・アイにつけておかなければならない。
- 18.10. [DP]マスト・トップに着脱可能な浮力体を取り付けてもよい。形状は球形に限り、1か所のロープで取り付けなければならない。ただし、コンディションにより、付けたり外したりしてもよい。
- 18.11. 艇を救助した者(レース委員会等大会関係者、チームリーダー・コーチその他の支援者等)は、艇体放棄をする際には、競技者の安全が確保されていることを示すために、ハザード・テープをパウ・アイに結んでおく。

## 19. [DP][NP]乗員の交代と装備の交換

- 19.1. 競技者の交代は、許可されない。
- 19.2. 選手は大会において1つのハル、セール、バテンセット、マスト、ブーム、センターボード、ラダーを使用しなくてはならない。
- 19.3. ハル、セール、バテンセット、マスト、ブーム、センターボード、ラダー、ラダーヘッドが損傷または紛失した場合、テクニカル委員会の書面による許可を受けた場合にのみ交換することができる。その日の最初のレースのスタート前90分以降からその日の最後のレースのスタート前までに破損が発生した場合、テクニカル委員会に口頭で臨時許可を得た後、その日の抗議締め切り時刻以前に書面で許可申し込みを行わなければならない。

## 20. 艇、装備及び衣類の検査

- 20.1. 各艇は、あらかじめセルフチェックを行い、大会受付時に記入済みの計測フォームを提出することで計測を完了させなければならない。大会受付時には、セールの計測のみを行う。  
\* 計測フォームは大会サイト<https://sail.jpn.com> からダウンロードすること。
- 20.2. 計測は、テクニカル委員会の判断により、任意の日程に行われることがある。
- 20.3. 艇、装備および衣類は、クラス規則、レース公示及びSIに従っていることを確認するため、大会期間中にいつでも検査されることがある。
- 20.4. [DP]セール番号が艇体の番号と違う場合や参加申し込み時と違う場合には、大会本部に備え付けられた「セール番号変更届」により申請すること。これはクラスルール 4.e.ii を変更している。

## 21. 運営船

- 21.1. 運営船は以下のように識別される。

Boat	Flag description
レース委員会船	白色旗
プロテスト委員会艇	白色旗 (JURY表記)
テクニカル委員会艇	白色旗 (T表記)

## 22. [DP][NP]支援チーム

- 22.1. 全ての支援艇、チーム・リーダー、コーチその他の支援者は、準備信号から全ての艇がフィニッシュ

シユもしくはリタイアするまでの間、またはレース委員会がゼネラルリコールとするか、延期もしくは中止とする信号を発するまでの間、レースエリアの外側にいなければならない。レースエリアの定義はSI 11.3.(b)と同様とする。

- 22.2. 支援艇は水上にある間、大会受付時に交付される「ピンク色旗」を掲揚しなければならない。
- 22.3. レース委員会は、レース委員会船に「ピンク色旗」を掲揚したうえで、支援艇に対して無線または口頭で救助活動の協力を要請する場合がある。この場合、SI 22.1 は適用されない。  
支援艇は、可能な限り、この要請に応じなければならない。
- 22.4. 支援艇は、大会主催者から貸与される無線機を携帯して出航し、やむを得ない場合を除き、常に指定されたチャンネルを受信していなければならない。  
無線機は、大会本部にて貸与される。貸与された無線機は、各日のレース終了後、必ず返却しなければならない。
- 22.5. 支援艇は、SI 18.11において使用するハザード・テープを3つ以上搭載しなければならない。  
ハザード・テープは、大会受付で配布される。
- 22.6. 支援艇のドライバーは、艇外に投げ出されたり、その他の理由で支援艇がコントロール不能とならないように、支援艇のエンジンが動作している時は常にキル・コードを装着していなければならない。
- 22.7. レース委員会から許可を得た場合を除き、レース・エリア及び大会会場において、ドローン等の飛行を禁止する。

## 23. [DP][NP]ごみの処分等

- 23.1. ごみを故意に投棄してはならない。  
ごみは支援艇または大会運営艇に渡してもよい。
- 23.2. 競技者は、飲料水、食料、衣類等の荷物を一時的にレース委員会船に預けてもよい。ただし、競技者は、レース中にレース委員会船との荷物の受け渡しを行ってはならない。

## 24. 賞

- 24.1. 各クラスの成績上位者には賞が授与される。

## 25. リスク・ステートメント

- 25.1. RRS 3には『レースに参加するか、またはレースを続けるかについての艇の決定の責任は、その艇にのみある。』とある。大会に参加することによって、それぞれの競技者は、セーリングには内在するリスクがあり、潜在的な危険を伴う行動であることに合意し、認めることになる。これらのリスクには、強風、荒れた海、天候の突然の変化、機器の故障、艇の操船の誤り、他艇の未熟な操船術、バランスの悪い不安定な足場、疲労による傷害のリスクの増大などがある。セーリング・スポーツに固有なのは、溺死、心的外傷、低体温症、その他の原因による一生消えない重篤な傷害、死亡のリスクである。

## 26. [DP][NP]保険

- 26.1. 競技者は、有効な傷害保険及び第三者賠償責任保険に加入していなければならない。

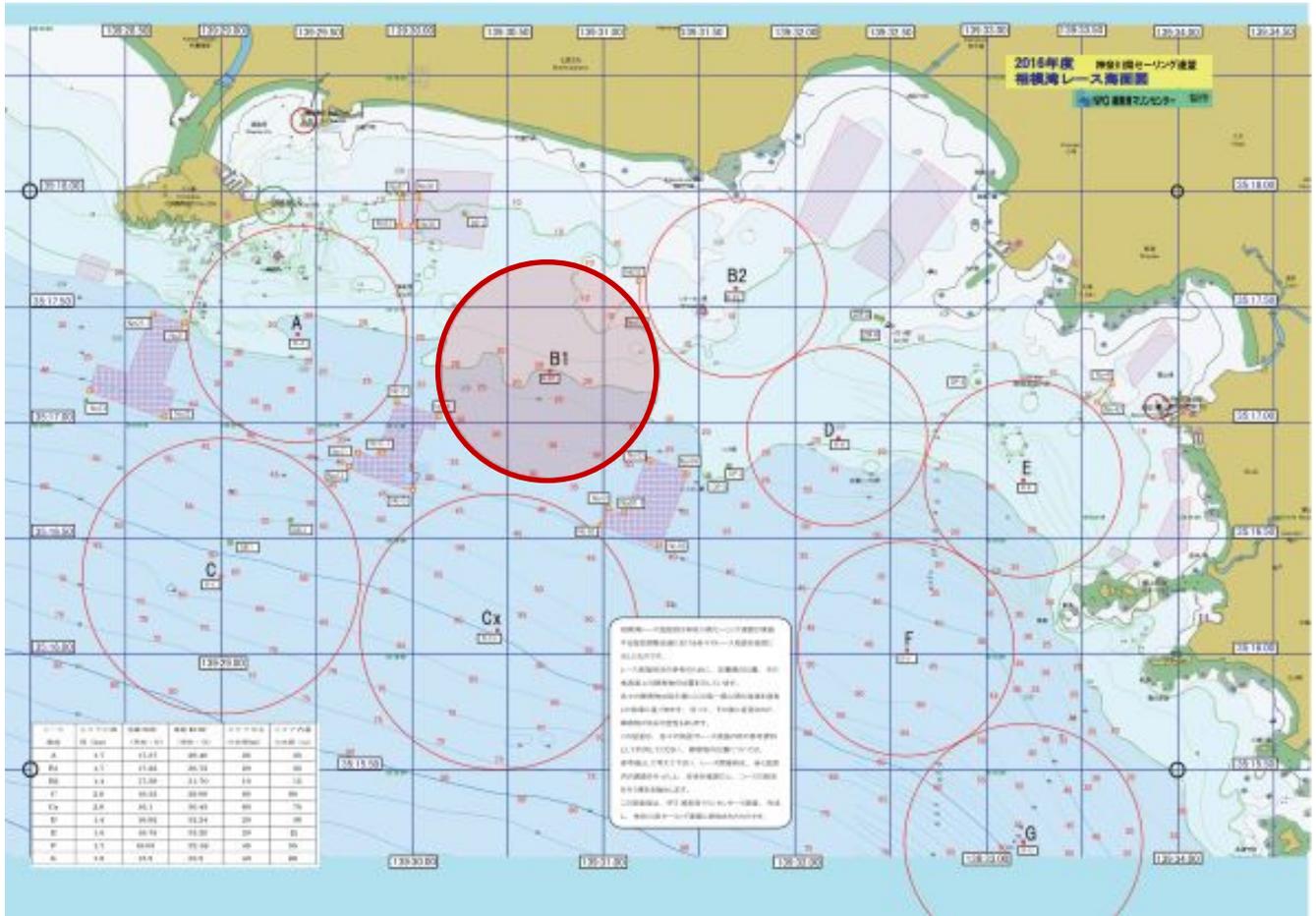
## 27. [DP][NP]新型コロナウイルス感染拡大防止

- 27.1. 競技者及び支援者は本大会に適用されるNOR 15「新型コロナウイルス感染拡大防止対策」を遵守しなければならない。

## 28. 肖像権

- 28.1. 競技者は、本レガッタに参加することにより、レガッタ期間中の競技者または競技者の装備に関する動画、写真等の映像について、その競技者に予告なく主催団体の判断で使用する権利を主催団体に与えるものとする。

添付図1 レース・エリア



添付図2 コース

